

まちなかインキュベーション事業等補助金【豊橋市】

1. 概要

中心市街地に点在する空き店舗を利用して出店する者に対して、3年以内の賃借料を補助する制度。

なお、新規創業者には開業時1回のみ改装費の補助を行う。

○補助内容（税抜）

賃借料（補助の開始は開業の翌月から）

期間	補助率（月額家賃に対して）	補助限度額
1～12 か月まで	2/3 以内	150 万円
13～24 か月まで	1/2 以内	112.5 万円
25～36 か月まで	1/3 以内	75 万円

改装費（新規創業者のみ）

	補助率(補助対象部分に対して)	補助限度額
改装費	20%以内	50 万円

○補助の仕組み

- ・開業後の営業実績に基づき、弊社より補助金を交付
（補助金の原資は豊橋市から支出）

2. 活用条件

- ・原則として事業を営んだ経験がなく、初めて事業を起こす個人または法人を優先
- ・下記に示す補助対象外業種^{※1}でないこと
- ・申込完了時に対象物件が6か月（新築未入居物件については12か月）以上空き店舗状態であること（創業の場合はこの限りではない）
- ・物件が対象エリア内^{※2}に位置し、入口が公道に面した1階部分であること
- ・申込書提出時に入居予定物件の賃貸借契約が未契約であること
- ・申込書提出時に店舗の改装が未着手であること
- ・対象エリア内での移転でないこと
- ・弊社が本事業を実施した際、中心市街地の活性化を推進できると認められる魅力的な店舗（事業計画）であること
- ・審査会で合格すること
- ・補助金交付決定より、3か月以内に開業すること
- ・弊社の行う中心市街地活性化事業に協力的であること
- ・すべての法的要因をクリアできること

等

※1 補助対象外業種

- ・風俗店舗、遊技場等
- ・スナック・バーに類する、酒類の提供を主とする夜間飲食店舗
- ・エステ・マッサージ・ネイルなどのサロン（理美容業は可）

- ・携帯電話・旅行代理店・結婚相談所・易占い師
- ・不動産業・建設業・金融業・人材派遣・民間ハローワークなどの事務所
- ・英会話学校などの各種学校
- ・一般客の出入が少なく卸売を主にする業態の店舗
- ・違法なものを取り扱う店舗
- ・暴力団が経営する店舗一切
- ・不当に賃料が高い物件
- ・その他弊社が不相当と判断した事業

※2 対象エリア：東が国道 259 号線、北が松葉公園北側の札木通り、西が豊橋駅から北に延びる大橋通り、南が水上ビル に囲まれたエリアが概ねの目安です。

3. 必要書類

- ・申込書兼事業計画書
- ・事業計画補足資料（販売予定商品一覧、提供予定メニュー等）
- ・登記事項証明書（法人の場合のみ）、住民票（代表者、個人）
- ・納税証明書（豊橋市「滞納額の無い証明」）
- ・入居物件の不動産登記事項証明書
- ・不動産物件情報、物件写真（店内外数枚）
- ・直近 2 期分の決算書（創業でない場合）
- ・営業許可、免許、登録を受けていることを証明するもの等の写し（許可等を要する業種の場合）
- ・創業であることを証明する書類一式（創業の場合）（職務経歴書、源泉徴収票、給与明細書 等）
- ・改装工事見積書（創業の場合）

4. 採択までの流れ

- ①ヒアリング及び説明 … 事業概要、物件詳細等を伺います
- ②必要書類を整え、申込書を提出
※②の後、かつ 4 月 1 日以降に賃貸借契約、改装工事、開業が可となります
- ③弊社審査会で選考（面接有）
- ④採択された場合、市へ補助申請 … 手続きは弊社が行います
- ⑤市が補助申請を承諾
- ⑥開業後、弊社に補助金請求書等必要書類を提出

※②～⑤までで、概ね 2 ～ 4 週間かかります

問合せ

(株)豊橋まちなか活性化センター

豊橋市花田町字石塚 42-1 豊橋商工会議所 2 階

TEL:0532-53-7211